

札幌市地域防災計画（原子力災害対策編）9月原案からの主な変更点について

1 主な変更点

(1) 被害想定

昨年の福島第一原発事故によって福島市が受けた放射性物質による汚染規模を基本としつつ、最大被害規模として、泊発電所から約 50 km以内の市域が計画的避難区域に指定される程度の汚染規模とした。

(2) 防護措置

被害想定に対して必要となる防護措置のみに整理した。

(3) 具体的な内容の規定

計画中「あらかじめ定める」などとされている各項目の具体的な内容について、別途、計画に基づく実施計画・実施要領等として定めることを明記した。

(4) その他

節の構成の変更、図・表などの修正・追加、用語集の追加、文言修正・字句整理などを行った。

2 変更の考え方

(1) 被害想定

想定の意味さを解消するため、より具体的な被害想定（50 km以内地域の計画的避難を上限）に改め、北海道計画との整合性も考慮した。

(2) 防護措置

被害想定具体化に伴い、想定される汚染規模に応じた防護措置とした。

(3) 具体的な内容の規定

国（原子力規制委員会）における検討の進捗を踏まえたうえで、新たな知見に速やかに対応するため、計画に基づき別途定めることとした。

(4) その他

よりわかりやすい構成、表現となるよう、また、関係機関等からの意見を踏まえ、必要な変更・修正を行った。